

大文字（だいもんじ）会

設立趣意書

健康食品・サプリメント市場はすでに 1 兆円規模を超え、消費者の圧倒的な支持を得ているかに見えますが、一方では偏った法規制が生み出した余計なものとも忌み嫌われ、いまだに法的に認知されることはありません。それには相応の理由もあります。業界では今、表示・広告をめぐる様々なトラブルが増えています。もちろんその背景には、「健康食品」の定義が存在しないという大きな矛盾が存在しています。

薬事法第 2 条では医薬品の定義について、「人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物」（3 項）と規定されています。

サプリメントが、機能性を表示できない理由は、この条文に抵触するからです。また、2005 年 2 月 1 日付で出された厚労省通知「厚生労働大臣が定める基準に係る栄養成分以外の成分の機能の表示の禁止」では、厚労省が制度化した「保健機能食品」以外の食品については、機能性を一切表示できないことが盛り込まれています。これによって制度の枠外に置かれたサプリメントは機能性を謳うことができず、一般食品として薬事法、健康増進法等の規制対象とされています。これらの問題をめぐり、業界の各団体の意見集約ができないことが大きな問題とされています。また、定かな法定義がないことをよいことに、安全性の不確かな製品を適正でない価格で販売して暴利をむさぼる業者、誇大な広告宣伝を行なって消費者に品質以上の性能を訴える業者などが後を絶ちません。

このような状況を受け、業界団体などが独自に自主基準を設けることで、企業各社が販売する製品の表示や宣伝に制限をかける動きが強まっています。すでに健康食品 GMP 規範や様々な認定マークによって原料や製造工程、さらに製品の安全性を担保する制度が複数存在します。ただ、それらはいずれも自主的規制の範囲に留まるために多くの企業に対する強制力は持たず、また認定基準にもバラつきがあるなど、一部企業の不祥事に対する有効な歯止めとはなり得ていません。

以上のことから、「健康食品」が「いわゆる健康食品」という曖昧な行政用語で規制されざるを得ない実情をつくり上げている責任は、行政と業界の双方にあると思われれます。

特に過去において、業界が消費者への真正な情報開示を怠ってきたことが上記のような状況を一層助長してきました。現在、様々な取り組みが行なわれているとはいえ、その大半がいまだ緒についたばかりの上、既得権益や種々の利害にからめ捕られているために見かけ倒しが横行し、真に消費者の権利と利益保護には至っておりません。

このままだと、誤った情報によって健康被害を受けた消費者が健康食品・サプリメントを見放すことは必至です。何より、そのような事態に陥る前に、行政サイドの厳しい規制が執行されることになるでしょう。

本会は、事業者が事業者の意識を高め合い、消費者に安全と安心を提供するための協働の場として、消費者の安全・安心に寄与できる健康食品・サプリメントとは何か、原料供給業者、製造業者、販売業者が何を行なえばそれが可能になるのか——を共に考え、それぞれの製造場・製造工程を可能な限りオープンにし、互いに学び合う場としたいと考えております。

平成 25 年 2 月 7 日 設立者一同